

○財務省告示第四十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年一月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百
三十三回、第三百三十四回、第
三百三十五回、第三百三十八
回、第三百三十九回、第三百四
十六回及び第三百四十七回）、
利付国庫債券（二十年）（第六
十九回、第七十回、第七十二回、
第八十八回、第九十二回、第九
十三回、第九十四回、第九十五
回、第九十六回、第九十九回、
第一百回、第一百一回、第一百
第十三回、第一百二十四回及び第
百四十八回）及び利付国庫債券
（三十年）（第五回及び第九
回）

二 発行の根拠
発行の根拠
法律及びそ
の条項及びそ
の振替法の適
用等

三 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
号。以下「振替法」という。）
の規定の適用を受けるものと
し、その振替機関は日本銀行と
する。

（第十回） （第三年） （付国庫債券）	（第十回） （第三年） （付国庫債券）	名称及び記号
○・六%	○・六%	利率（年）
平成六年三月二十六日	平成三年三月二十六日	償還期限
六百五十億円	千七百七十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十七 償還期限
十八 償還金額
十九 償還の基準とする
二十 償還の対する
二十一 償還の金額
二十二 償還の基準
二十三 償還の利率
二十四 償還の利率
二十五 償還の利率
二十六 償還の利率
二十七 償還の利率
二十八 償還の利率
二十九 償還の利率
三十 償還の利率

第十四 子
第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、その
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 / 2}$$

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十
一年一月十八日付で日本証券
業協会が発表した公社債店頭
売買参考統計値表に掲載され
た平均値の単利利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成三十一年一月二十一日

（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第七回 三年國 ）百）庫 四）債 十）券	（（利 第六回 三年國 ）百）庫 四）債 十）券	（（利 第九回 三年國 ）百）庫 三）債 十）券	（（利 第八回 三年國 ）百）庫 三）債 十）券	（（利 第五回 三年國 ）百）庫 三）債 十）券
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 四 %	〇 ・ 四 %	〇 ・ 五 %
日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三月 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 九成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六
円百 二十 一億	五十 億 円	八十 四億 円	二十 三億 円	百十 六億 円	五十 億 円	円百 六十 五億	億三 百二 十四	百七 億 円	円三 百十 三億	八千 億二 百九 十

（（利 回第二付 ）百十国 二年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 ）百十国 二年庫 十）債 三 券	（（利 回第二付 ）百十国 十年庫 五）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 十年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 八年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 一年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 回年庫 ））債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 九年庫 九）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 九年庫 十）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 九年庫 十）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 九年庫 十）債 回 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 二四 月十 二二	十年平 日十成 二四 月十 二二	十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 三成 月四 二十 十一	日十平 二成 月四 二十 十年	三平 月成 二四 月十 日年	三平 月成 二四 月十 日年	十年平 日十成 二三 月十 二九	日年平 六成 月三 二十 十九	日年平 六成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九
円三 百 十 五 億	二 十 六 億 円	三 十 億 円	八 十 五 億 円	億二 百 三 十 二	二 億 円	五 十 六 億 円	億三 百 四 十 七	二 十 四 億 円	円百 四 十 七 億	二 十 二 億 円

（利付第三十九回） （国庫債券）	（利付第三十五回） （国庫債券）	（利付第二回） （国庫債券）
一・四%	二・二%	一・五%
平成十年四月十二日	平成五年四月二十三日	平成三年四月二十六日
二億円	十億円	二百七億円